

# 飯田市個別避難計画

## ～今日からできる防災を～

### 個別避難計画

とき に  
・どんな時に逃げるのか

に  
・どこへ逃げるのか

だれ しえん  
・誰に支援してもらうのか

じゅんび  
・準備しておくべきものは

じぶん  
～まずは “自分” の  
ひなんけいかく  
避難計画をつくることから～

飯田市役所 福祉課 地域福祉係

電話 0265-22-4511 内線 5718

# 「個別避難計画とは？」

災害時または災害が発生する恐れがある場合に、安全確保や避難場所まで避難するために、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難計画のことです。

飯田市では、災害対策基本法に基づき、次のように個別避難計画を作成します。



個別避難計画を作成する対象者は誰ですか？



飯田市では下記の方々を作成の対象者とします

- ① 在宅者で、要介護3～5の認定を受けている方
- ② 在宅者で、障害支援区分4～6の方
- ③ 在宅者で、医療的ケア者または医療的ケア児（※）に該当する方  
⇒※人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な方



なぜ個別避難計画をつくるのですか？



大切なあなたの命を守るために作成を推進します

- ・どのような時に、誰に相談して、誰とどこへ避難するのかを事前に決めておくことで災害時等にあなたの命が守られる可能性を高めます



個別避難計画は、誰かと情報共有するのですか？



顔の見える関係を築くために地域の関係者と共有します

- ・地域内の関係者と、作成した個別避難計画の情報を平常時から共有することで、地域での避難支援体制の実効性を高める取り組みにつなげていきます
- ① 行政 ② 警察 ③ 消防署 ④ まちづくり委員会 ⑤ 自主防災組織 ⑥ 民生児童委員



どのように個別避難計画を作成するのですか？



担当する福祉専門職の方が作成を支援します

- ・担当する福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員）の方が、あなたのご自宅を訪問して、作成のお手伝いをさせていただきます
- ・飯田市では、常に最新の計画内容が確認できるよう、飯田防災アプリ「結防（ゆいぼう）」を活用して個別避難計画の作成を行います
- ・ただし、最終的には紙ベースの個別避難計画もお渡ししますので、スマートフォン等を所有していない方もご安心ください